

上下水道の料金を改定します

◆照会先 水道課 ☎23-7707 下水道課 ☎23-7708 FAX23-7741

上下水道使用料の見直しについて、平成23年11月28日に関市上下水道経営審議会から尾関健治市長に答申された内容に基づき、上水道は経営の安定を図りつつ、老朽管などの更新事業に必要な費用の一部を賄うため、また下水道は経営の安定を図りつつ、効率的な事業を推進するため、上下水道の料金を改定する条例改正案が6月の市議会で可決され、7月1日から施行されました。

今後も、より一層の経営の効率化・合理化を図り、健全な上下水道の事業運営が維持できるよう努めていきますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお、新料金は、10月に検針する分（11月末が納期限のもの）から適用させていただきます。

●改定後の上水道料金（簡易水道と飲料水供給施設を含む）

◆計算式（基本料金+水量料金）×1.05（10円未満切捨て）

2カ月分の基本料金（量水器1個につき）（消費税抜き）

口径（mm）	13	20	25・30	40
金額（円）	1,120	1,240	2,740	3,900
口径（mm）	50	75	100	150
金額（円）	5,280	7,120	8,300	17,260

2カ月分の水量料金（1m³につき）（消費税抜き）

使用水量（m ³ ）	1～20	21～40	41～600	601～
金額（円）	20	80	130	180

※「使用水量と料金のお知らせ」（検針票）に記載された量水器の口径と実際に設置されている口径が異なる場合は、水道課に連絡してください。

●改定後の下水道料金（農業集落排水とコミュニティ・プラントを含む）

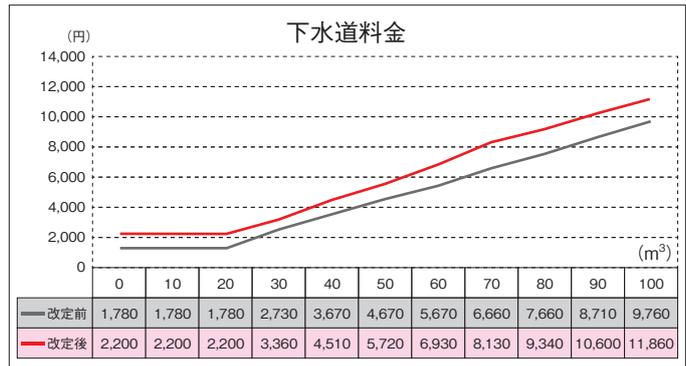
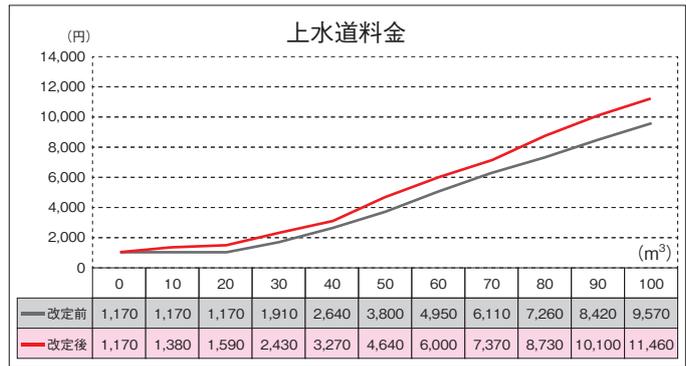
◆計算式（基本料金+超過料金）×1.05（10円未満切捨て）

2カ月分の料金（消費税抜き）

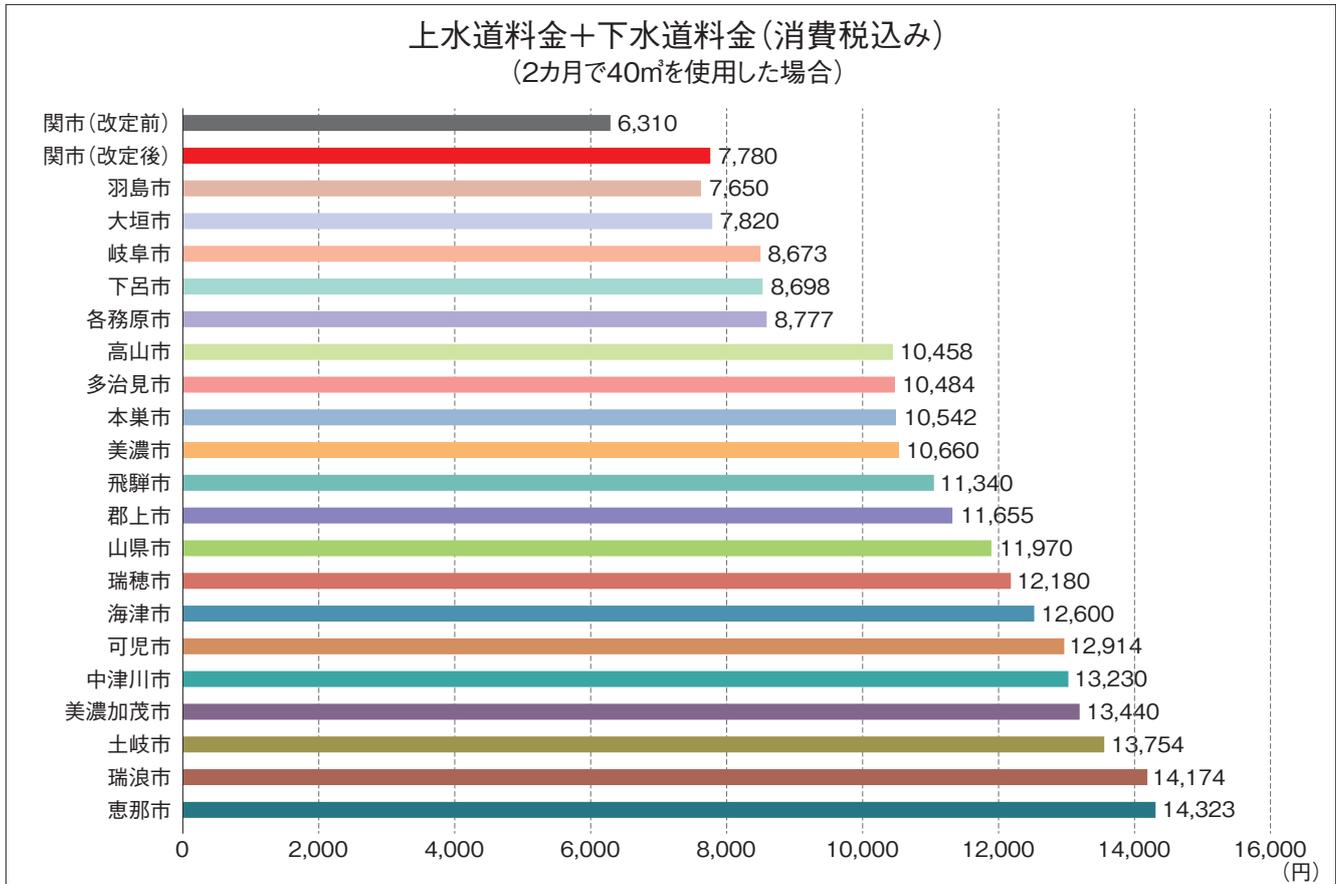
	基本料金	超過料金（1m ³ につき）		
使用水量（m ³ ）	0～20	21～40	41～80	81～
金額（円）	2,100	110	115	120

●上下水道料金の比較（一般家庭で口径13mmを使用した場合の2カ月分）（消費税込み）

使用 水量	改定後			改定前			上水道 改定差	下水道 改定差	上下水道 改定差
	上水道料金	下水道料金	合計	上水道料金	下水道料金	合計			
0	1,170	2,200	3,370	1,170	1,780	2,950	0	420	420
5	1,280	2,200	3,480	1,170	1,780	2,950	110	420	530
10	1,380	2,200	3,580	1,170	1,780	2,950	210	420	630
15	1,490	2,200	3,690	1,170	1,780	2,950	320	420	740
20	1,590	2,200	3,790	1,170	1,780	2,950	420	420	840
25	2,010	2,780	4,790	1,540	2,250	3,790	470	530	1,000
30	2,430	3,360	5,790	1,910	2,730	4,640	520	630	1,150
35	2,850	3,930	6,780	2,270	3,200	5,470	580	730	1,310
40	3,270	4,510	7,780	2,640	3,670	6,310	630	840	1,470
45	3,950	5,110	9,060	3,220	4,170	7,390	730	940	1,670
50	4,640	5,720	10,360	3,800	4,670	8,470	840	1,050	1,890
55	5,320	6,320	11,640	4,370	5,170	9,540	950	1,150	2,100
60	6,000	6,930	12,930	4,950	5,670	10,620	1,050	1,260	2,310
65	6,680	7,530	14,210	5,530	6,160	11,690	1,150	1,370	2,520
70	7,370	8,130	15,500	6,110	6,660	12,770	1,260	1,470	2,730
75	8,050	8,740	16,790	6,680	7,160	13,840	1,370	1,580	2,950
80	8,730	9,340	18,070	7,260	7,660	14,920	1,470	1,680	3,150
85	9,410	9,970	19,380	7,840	8,190	16,030	1,570	1,780	3,350
90	10,100	10,600	20,700	8,420	8,710	17,130	1,680	1,890	3,570
95	10,780	11,230	22,010	8,990	9,240	18,230	1,790	1,990	3,780
100	11,460	11,860	23,320	9,570	9,760	19,330	1,890	2,100	3,990
150	18,290	18,160	36,450	15,350	15,010	30,360	2,940	3,150	6,090
200	25,110	24,460	49,570	21,120	20,260	41,380	3,990	4,200	8,190



●県下21市の比較（一般家庭で口径13mmを使用した場合）（平成24年4月1日現在）



※上水道と公共下水道を使用した場合で計算
 ※簡易水道は対象外
 ※郡上市の下水道料金は、八幡地域のもの
 ※大垣市の上下水道料金は、大垣地域のもの

※高山市の下水道料金は、高山・丹生川・一之宮・国府地域のもの
 ※中津川市の下水道料金は、中津・苗木・坂本・落合地域のもの
 ※毎月検針する市は、1カ月に20m³ずつ使用したものとして計算

井戸水などを使用している場合の下水道料金は、使用人数により使用水量を認定して計算します。使用人数に変更があったときや井戸水などを使用しなくなったときは、下水道課に届出をしてください。